

練馬区組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 7 9 号

練馬区組織規則の一部を改正する規則

練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）の一部をつぎのように改正する。

第 2 条の表福祉部の部管理課の款中

「庶務係
臨時給付金担当係長」を「庶務係」に改める。

別表第 1 福祉部の部管理課の款臨時給付金担当係長の項を削る。

付 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。